

報告第2号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年2月7日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

専 決 処 分 書

除草作業中の事故による損害賠償額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年1月6日

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

除草作業中の事故による損害賠償額の決定及び和解について

- 1 事故発生日時 令和6年11月12日（火）
午前10時20分頃
- 2 事故発生場所 かすみがうら市宍倉1664番10
- 3 相 手 方 （住所）
（氏名）
- 4 事 故 の 概 要 旧宍倉農村公園敷地内で本市職員が除草作業を行っていた際、自走式草刈機の刃によって跳ねた石が、敷地向かい側にある相手方の自宅窓ガラスに当たり、当該窓ガラスを破損した。
- 5 示談の内容
(1) 過失割合 かすみがうら市 100%
相手方 0%

(2) 損害賠償額 かすみがうら市 22,000円

相手方 0円

(3) 本件示談のほか、かすみがうら市と相手方との間には一切の債権債務関係がないことを確認する。